

京都市告示第412号

京都市国際交流会館の指定管理者である財団法人京都市国際交流協会から、京都市国際交流会館条例第4条の規定に基づき、臨時休館の申請があったため、これを承認し、次のとおり京都市国際交流会館を臨時に休館します。

平成23年2月8日

京都市長 門川大作

臨時休館する日 平成23年2月22日（火）

（理由）全館設備メンテナンスを行うため

（総合企画局国際化推進室）